

(様式2)

「第二次京丹後市男女共同参画計画 デュエットプランⅡ」の概要

1 趣旨について

京丹後市では、市と市民等の協働により、男女の対等な参画を妨げている課題を乗り越え、誰もが持てる力を十分に発揮することができる社会を実現し、もって真に豊かで心の通い合うまちをつくることを目的に、京丹後市男女共同参画条例第11条の規定に基づき、「第二次京丹後市男女共同参画計画 デュエットプランⅡ」を策定するものです。

2 第二次京丹後市男女共同参画計画「デュエットプランⅡ」(案)について

(1) そもそも「男女共同参画」とは？

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことです。

(男女共同参画社会基本法第2条より)

(2) なぜ「男女共同参画」が必要なのでしょう？

少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化と国際化、情報通信の高度化、家族形態の多様化など、急速に進む時代の変化を乗り越えていくためには、地域に住む女性や男性が、その個性と能力を存分に発揮できる社会を作っていくことが緊要であり、その社会こそが男女共同参画社会といえます。

もとより人は誰もが一人の人間として尊重され、伸びやかで充実した人生を送る権利があります。また、社会の構成員として等しく政策・方針決定過程に参画し、その利益を享受するとともに、責任を担うことが必要です。「男女共同参画社会の形成」は、こうした人権の確立、民主主義の成熟という普遍的理念から要請されます。

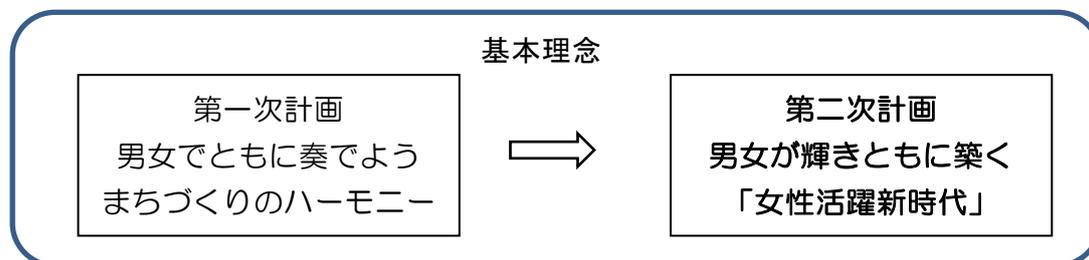
(内閣府男女共同参画局HPより)

(3) 「第二次京丹後市男女共同参画計画(案)」はどのような内容ですか？

「第一次計画」の策定から10年が経ちました。この間“男女共同参画”という言葉は、より身近なものとなったように感じますが、平成26年に行った市民意識調査等の結果からみても、「雇用・人材登用面での男女格差」や「女性の家事・育児・介護負担と男性の長時間労働」、「ドメスティック・バイオレンス」の問題など、現実の暮らしの中では依然として課題は残っていると考えられます。

一方、国はこれまでから成長戦略の中で、「女性の活躍は国家の最優先課題」と位置づけ、男女共同参画の必要性を国民に呼びかけてきましたが、さらに平成27年9月、女性活躍推進法(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律)が施行され、「女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、男女の人権が尊重され、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会の実現(同法第1条抜粋)」を目指すこととしています。

このように、本市における現時点での課題と、国全体で取り組む新たな男女共同参画の流れ等を踏まえ、このたびの「第二次計画（案）」では、「男女が輝きともに築く『女性活躍新時代』」を基本理念とし、女性の活躍により豊かな地方創生のまちづくりを推し進める内容になっています。



(4) 「第二次京丹後市男女共同参画計画」(案)がつくられた経過は？

「第二次計画」を策定するにあたり、広く市民みなさんのご意見をうかがうべく、平成27年8月18日、男女共同参画審議会に諮問を行いました。その後、3回の男女共同参画審議会、2回の市役所庁舎内の部局長からなる推進会議、3回の一般職員からなる幹事会を開催し、向こう10年間の実効性ある計画とするための議論を重ねていただきました。そして11月11日、同審議会より「中間答申」として本計画案をいただくに至りました。

【これまでの審議会および庁内会議開催状況】

審議会	推進会議	幹事会
①平成27年8月18日	①平成27年8月11日	①平成27年7月29日
②平成27年9月24日	②平成27年11月18日	②平成27年9月8日
③平成27年10月21日		③平成27年10月1日

3 「第二次京丹後市男女共同参画計画（案）」の概要説明

第1部 序論

第1章 計画の策定にあたって

【P2】①計画策定の趣旨

このたびの第二次計画策定について趣旨説明をしています。

【P3】②計画策定の背景

京丹後市の歴史的背景や現況について説明しています。

【P4】③計画の位置づけ

本計画の位置づけを説明しています。国や府の上位計画や他の市の関連計画を図で示しています。

【P 5】④計画の期間

第二次計画の計画期間は、平成28年から37年までの10年間です。5年目にあたる平成32年度に見直しを行います。

【P 5～P 8】⑤男女共同参画の歩み

男女共同参画に関する国、府及び本市の取組みについて、文章と年表で説明しています。

第2章 京丹後市の現状と課題

【P 9～P 11】①統計データに基づく京丹後市の状況

本市の現況について、各種データを示しています。

(人口、出生率、世帯数及び世帯人員、母子・父子世帯数、女性の年齢階級別労働力率(国、府との比較、本市における平成17年と平成22年の比較))

【P 12からP 28】②アンケート調査から見える現状

平成25年と平成26年に実施した3度のアンケート調査等のうち、男女共同参画の現状として特徴的なデータを抜粋して掲載しています。

【P 29からP 31】③第一次計画の取り組み状況

第一次計画における重点目標について、第一次計画の最終年である平成27年度の目標値と、直近の平成26年度の実績値を比較し、以下のとおり評価しています。

- A…平成26年度の実績が目標値を達成している。
- B…目標達成には至らなかったが、改善している。
- C…平成17年度時点の実績値と変化がない。
- D…平成17年度時点から後退している。

【P 32からP 34】④現状からみえる課題のまとめ

現状の各種データから第一次計画期間の課題を整理し、国の流れや全国的な傾向を踏まえたうえで、第二次計画基本方針への位置づけを行っています。

第2部 計画

第1章 計画の理念

【P 36】①基本理念等

第二次計画における「基本理念」、「計画名」、「10年間のビジョン」を記載しています。

【P 37】②施策の体系

第二次計画の施策の体系(基本方針、基本目標)を図で示しています。

第2章 施策の展開

【P38からP49】

基本方針、基本目標からつながる基本施策と今後の方向性を記載しています。計画の進捗管理がしやすいよう、施策を所管する担当課を明記しています。

基本方針①思いやり深まるまちづくり

基本方針①は、「男女共同参画」に対する理解を深めていくことを柱とし、次の2つの基本目標を掲げています。

- (1) 男女共同参画の理解を深めるための啓発をします
- (2) 教育を通じて男女共同参画の理解を促進します

基本方針②女性の活躍が築く地方創生のまちづくり

基本方針②は、「女性の活躍」に主眼を置き、そのことにより地方創生の取組を推進していくこととして、次の4つの基本目標を掲げています。今年の9月に施行された「女性活躍推進法」における国の基本方針に対応した項目が中心となっています。

- (1) まちづくりにおける、政策・方針決定の場への女性参画を促進します
- (2) 女性の活躍を促進します
- (3) ワーク・ライフ・バランスを推進します
- (4) 定住につながる仕事と子育ての両立を支援します

基本方針③寄り添い支え合うまちづくり

基本方針③は、世代等を問わず男女共同参画を進めるうえで必要となる具体的なサービス等について触れることとして、次の4つの基本目標を掲げています。

- (1) 生涯を通じた健康づくりを充実します
- (2) 男女共同参画の視点に立った子育てや介護支援体制を充実します
- (3) 高齢者・障害者・外国人の社会参画支援体制を充実します
- (4) ひとり親家庭等の自立を支援します

基本方針④人権が尊重される安心安全なまちづくり

基本方針④は、ドメスティック・バイオレンスやその他の暴力について、防止、対策、相談体制等の環境整備について記載することとして、次の2つの基本目標を掲げています。

- (1) 暴力や性犯罪等の防止と対策に努めます
- (2) DVの根絶とDV被害者が安心して暮らせる環境を整備します

第3章 計画の進捗管理

【P50からP52】 ①重点目標の設定

第二次計画における4つの基本方針について、33項目の重点目標を設定しています。
第二次計画期間中は、この数値指標について進捗管理を行うこととします。

【P53】②推進体制の強化と施策の計画的な推進

男女共同参画を進めるうえでの推進体制と進捗管理の方法について記載しています。

【P54から】資料編

3 施行期日について

平成28年4月1日から施行します。